



# News Letter



代表弁護士 倉橋芳英 弁護士 小島宏之 弁護士 北崎裕一郎 弁護士 田中良太 弁護士 市原奈都子

## Contents

- 事務所NEWS
- 最新！新立法・改正情報
- 労働法コラム
- 事務局コラム

### 事務所NEWS

#### 今年度はセミナーに力を入れております！ 弁護士 倉橋芳英

毎日猛暑が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？ 野球少年だった私としては、甲子園出場権獲得を目指し、大分の高校球児の熱戦が始まったことで、昔の熱い気持ちを思い出す季節です。

さて、今年度、当事務所では皆様のお役に立つ情報を数多く発信していくという方針のもと、様々なセミナー・勉強会や相談会に力を入れています。6月からは顧問先の整骨院様向けの院内勉強会や、交通事故被害者の患者様向けの相談会、7月にはバイク店様や保険代理店様向けのセミナーを開催致しました。今後も、8月には医療機関様向けのセミナー、そして社会福祉士様、社会保険労務士様、税理士様、中小企業診断士様にに向けたセミナーも年内に開催する予定です。

詳細につきましては、随時、当事務所フェイスブック等でご案内させていただきます。また当事務所にもご遠慮なくお問い合わせください。ご興味のある方は、この機会に同僚や友人をお誘いあわせのうえ、奮ってご参加くださいますよう、お願い申し上げます。

### 最新！新立法・改正情報

#### 働き方改革法成立！労働時間見直しがマスト 弁護士 田中良太

6月29日、働き方改革法案が参議院で可決され、成立しました。

何より重要なのは労働時間に関する改正です。多くの中小企業は2020年4月からの適用となりますが、今から対処しなければ、到底間に合いません。労働時間の見直しは今ここから始めなければならない必須課題です。

我が国の残業時間の長さは問題視されてきました。1つには労働時間の長時間化が健康に与える悪影響です。長時間労働は、過労死をはじめ多くの労働者の心身を壊してしまいました。また、他方で、長時間労働が必ずしも成果の増大に結びついていないという問題も指摘されてきました。身体は壊すわ、成果は出ないわという現象が生じるということが長時間労働問題の本質だったと思います。

そこで、働き方改革では、労働時間の上限を設けました。原則月45時間、年360時間という上限です。1日あたりの残業時間は2時間を切るようになります。午後5時終業であれば、午後7時には退勤していなければならないということです。

労働時間に強い制約がかかってしまった以上、今までと同じ収益を上げるには、3つの方向性しかありません。

日本郵便を例に考えましょう。まずは仕事の単価をあげることです。郵便料の値上げがこれにあたります。他方で、経費削減も重要です。日本郵便は人件費の削減のために、正社員の手当を一部廃止するという選択をしました。

しかし、単価を上げれば顧客が離れます。顧客も経費を削減したいからです。他方で、労働者の利益に関わるような経費を下げれば、労働者が離れます。人手不足が解消されない今、労働者は自分の生活をより良くできる企業へどんどん転職できるようになっています。

この「いたしかゆし」を解消する方法は、生産性の向上以外にありません。時間あたりの成果を増やすことが必須なのです。労働法を守りながら、この課題を解決することは中々に困難な作業を企業・経営者に強めます。

他方で、労働法を知ることが課題の解決のヒントになるかもしれません。例えば変形労働時間制をうまく使えば、業務繁忙期に多く働かせ、それ以外の時期には休みを多く与えるということも可能です。可能であれば、新しく導入された高度プロフェッショナル制度を活用してもよいでしょう（1075万円以上の年収を与えなければなりません）。新法に盛り込まれた非正規雇用の労働条件改善もよいでしょう。労働環境が良くなって人が定着すれば、技術が上がる一方で、教育にかかるコストが下がるからです。

是非、この機会に労働法の上手な活用についてご検討ください。



## 労働法コラム

### サッカー選手は労働者か？

弁護士 田中良太

サッカーワールドカップ、日本代表8年ぶりのベスト16進出ですね。対ポーランド戦のパス回しについて色々な議論が出ましたが、私としては西野監督の「責任は自分にある」という発言から、労働法上のサッカー選手の地位が気になりました。

サッカー選手をはじめとして、プロスポーツ選手は、チームからお金をもらってプレイしています。見方によってはサラリーマンと同じようにも見えます。

もしサッカー選手が労働基準法（労働契約法）上の労働者だとすれば次のような事態が想定されます。居残り練習をしていた選手から「残業代を払って下さい。」と言われて、ものすごい未払い残業代を請求される。「来年は契約しないよ。」と監督に告げられた選手が「それは雇止め法理に違反していませんか？」。サッカー選手11人全員が労働者なら、サッカーチームは常時10人の労働者がいることになるので就業規則を定めなければならない。これは何となく違和感がありますね。

関連して、1980年代にはプロ野球選手の労働者性が事件になっていました。こちらは労働組合法上の労働者に該当するかどうか争われた事件です。今でもプロ野球選手の労働組合があります。労働組合法上の労働者は割と広く認められているのです。

他方で、労働基準法上の労働者は使用従属関係の有無で決定されます。使用従属関係は仕事の諾否の自由、業務指示の有無、代替性の有無等で見ます。

具体的に見ていきましょう。サッカー選手はいつ誰とどこで試合するか自分では決められませんから、使用従属性が強そうです。プレイ中は監督の指示に従っているので、ここでも使用従属性がありそうです。冒頭の西野監督の発言はまさに指示者だからこそその発言でしょう。代わりになる人がいるということになると、従属性は弱まりますが、サッカー選手はベンチに交代要員がいますよね。それに一般企業でも余人をもって代えたい人はいますが、だからといって労働者性は否定されません。このように見ると、なんとなくですが、労働者っぽい雰囲気がありますね。

しかし、他方でサッカー選手は個人個人がスターであり、スターのプレイはそのスターにしかできません。しかも、監督の指示も、一般的な仕事の指示に比べれば漠然としていて、各選手の裁量は大きそうです。そして何より試合中はさておき、練習や身体作りは各選手に任されています。こうしてみると、演奏家や画家のように、注文主から指示を受けて仕事をする請負人というのが実質のように思えます。請負人であれば、労働者性はほぼ否定されたと言って良いでしょう。

労働法上の労働者は立場が弱いから保護しなければならないという理念があります。スターサッカー選手の場合はその点であまり気にされないのかもしれませんが、そもそもサッカーファンは誰もこんなこと気にしていないのでしょうか……。

## 事務局コラム

### やっぱり健康が1番！

事務員 藤田文栄

雨が降り続いたかと思えば、猛暑が続いたり、天候や気温や変化が激しい毎日ですが、皆様体調はいかがですか？

私には小学4年生の娘が1人います。先日その娘が体調を崩し、入学後初めて学校から呼出を食らいました。病院に連れて行ったところ、ハッキリとした原因は不明でしたが、夏風邪か軽度の熱中症では？との診断でした。しかし吐き気止めをもらい、学校を1日休む程度ですぐに回復し、また元気に登校しています。

とても活発でおしゃべりが大好き（遺伝でしょうか？）な娘で、疲れている時の怒涛のおしゃべり攻撃の際は、「もう少し大人しい子にならないかしら？」なんて思う事もありますが、ぐったりしている娘を見ると、「このまま元気にならなかつたらどうしよう。」なんて過剰に心配しました。（再度言いますが、1日で回復しました。）

やはり元気でうるさい位の方が親としては安心しますね。皆さんも体調に十分気を付けて、外出等が多い方は適度な休憩、十分な水分補給をしてくださいね。そして今年の猛暑も乗り切りましょう！

